

Ⅲ 学 生 相 談

- 1 経済相談
- 2 健康相談
- 3 就職相談
- 4 その他の相談

1 経 済 相 談

(1) 授業料の免除

授業料免除と徴収猶予（分納を含む）

経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者を対象に、本人の申請により、学内選考機関の議を経て、当該期分の授業料の全額又は半額に対して免除、又は徴収猶予が認められます。

出願選考は、年度を前・後期の二期に分けた区分により行いますので、必ず各期ごとに願い出てください。

出願手続きについては、毎年前期分は2月初旬、後期分は7月初旬に、各学部・研究科（学部1・2回生は学務部奨学厚生課奨学掛）の掲示板に掲示しますので、希望する学生は所定の期限内に願書等を受領し、所属学部（研究科）の教務掛等担当窓口（学部1・2回生の学生は学務部奨学厚生課奨学掛）へ必要事項を記入の上、必要書類を添えて、期限内に提出してください。

(2) 奨 学 金

学業成績が優れかつ健康であって、経済的に困窮し、修学に支障をきたす者には、願い出に基づき選考の上、奨学金が貸与又は給与されます。

奨学生に採用されても、学業成績又は修学態度などの状況により奨学生として不相当と認められた場合には、奨学金の廃止・停止その他の措置がとられますので、注意して勉学に励んでください。

学務部奨学厚生課奨学掛で取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構、地方公共団体並びに民間育英団体の奨学金があります。

① 日本学生支援機構奨学金 ホームページアドレス 〈<http://www.jasso.go.jp/>〉

日本学生支援機構奨学金は第一種奨学金（無利子貸与）と、第二種奨学金（有利子貸与）があります。なお、第1学年（編入学生の入学年次を含む）において奨学金の貸与を受ける者は、希望により、初回振込時（又はその翌月）に一時金として増額貸与（有利子）される入学時特別増額貸与があり、10万円、20万円、30万円、40万円、50万円の中から選択できます。

〈奨学生の採用〉

(ア) 学部予約採用〔「進学届」の提出〕

前年度に高等学校に於いて平成23年度大学第一種奨学生・第二種奨学生採用候補者に内定している者は、入学後採用候補者決定通知等を学務部奨学厚生課奨学掛へ提出し、所定の期日までにインターネットにより、進学届提出の手続を行ってください。

この「進学届」を期間内に提出しないと、辞退したものとして処理し、奨学生として採用されません。

(イ) 学部在学採用

年1回4月に募集します。募集期日等は、1・2回生にあつては学務部奨学厚生課奨学掛で、3回生以上は各学部の教務掛で掲示しますので注意してください。

第一種奨学生として採用された場合には、月額3万円又は自宅通学者45,000円、自宅外通学者51,000円が貸与されます。第二種奨学生として採用された場合には、貸与月額3万円、5万円、8万円、10万円、12万円の中から選択できます。

(ウ) 大学院奨学生採用

大学院の各課程ごとに募集します。

募集時期等は各研究科によって異なりますので、詳しいことは、それぞれ所属研究科奨学金担当窓

口に問い合わせてください。

第一種奨学生として採用された場合には、修士課程・法科大学院で貸与月額50,000円又は 88,000円、博士（後期）課程で月額80,000円又は 122,000円が貸与されます。

第二種奨学生の場合には、貸与月額5万円、8万円、10万円、13万円、15万円の中から選択できます。

なお、法科大学院については、15万円の貸与月額を選択した者に限り、希望により4万円又は7万円の増額貸与が受けられます。

(エ) 緊急採用（第一種奨学金）・応急採用（第二種奨学金）

家計の急変（主たる家計支持者が失職・病気・事故・会社倒産・死別又は離別・災害等）により、奨学金を緊急に必要とする場合は、学務部奨学厚生課奨学掛窓口にご相談してください。

〈奨学金貸与終了後の返還と返還猶予〉

(ア) 返還

貸与された奨学金は、貸与終了（卒業）の翌月から6ヵ月経過後、最長20年以内に、月賦等の方法により返還しなければなりません。

この返還金は、日本学生支援機構の予算において、その年度に貸与する奨学金の財源に繰入れられますので、後輩学生のためにも返還する必要があります。

また、不慮の疾病や災害または特別な事情により、返還が困難になった場合は、願い出により、一定期間奨学金の返還が猶予されることがあります。

(イ) 在学中の返還猶予〔「在学届」の提出〕

新入生で、高等学校又は大学等で日本学生支援機構（旧日本育英会）奨学生であった者は、奨学金貸与終了時に各学校等で配付された「返還のてびき」と同じ込みの「在学届」（日本学生支援機構HPより印刷可。）を提出しなければ返還猶予になりません。

「在学届」の提出により、正規の卒業（修了）年月まで返還が猶予されます。

学部入学者は、4月末日までに各学部教務掛に提出してください。

大学院入（進）学者は、4月末日までに所属研究科の奨学金担当窓口へ提出してください。

10月入学者は、各研究科の奨学金担当窓口にお問い合わせください。

なお、予約奨学生は「進学届」を提出する際に、前奨学生番号の登録を行うことにより返還が猶予されますので、「在学届」の提出は必要ありません。

② その他の奨学金

日本学生支援機構奨学金以外に、地方公共団体奨学金及び財団法人、民間企業等の出資による民間団体奨学金などの多様な奨学金を取り扱っています。

学務部奨学厚生課奨学掛で取り扱っている、地方公共団体・民間奨学団体の一覧は、京都大学HP－教育－学生生活－民間奨学団体一覧（<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/campus/tuition/syogakum.htm>）を参照してください。

(ア) 地方公共団体奨学金

- 学務部奨学厚生課奨学掛で募集する団体は、限られています。
- 多くは、保護者が居住している地方公共団体で募集していますので、市区町村の教育委員会に照会してください。
- 多くは日本学生支援機構奨学金と併用できないので、両方採用された場合はいずれか一方を辞退する必要があります。

(イ) 民間団体奨学金

募集等の条件は、団体により種々異なり、採用者数も極めて限られています。募集時期は4月から5月に集中しています。(主に学部1・2回生が対象)

- 学務部奨学厚生課奨学掛で募集する奨学金には、給与又は貸与の両者があり、採用基準・採用数・金額なども異なります。

(金額は、概ね月額20,000円～50,000円です。)

- 採用された場合は、団体主催の奨学金授与式、団体独自の行事・合宿に参加する必要があります。
- 奨学金を貸与又は給与されたことにより、奨学生の進路を拘束されることはありません。

(3) 小口短期貸付金(学生援助会)

学生援助会は、病気、不慮の事故、送金の延着、その他急な出費の場合に、無利子の貸付融資を行うものです。この貸付用の資金は本学関係者の寄附によるものです。

この貸付金は、あらかじめ父母兄弟又はこれに代わる者を保証人とする「債務保証書」を学務部奨学厚生課奨学掛窓口提出しておかなければ利用できません。(ただし、10,000円の融資の場合は必要ありません。)申込用紙は学務部奨学厚生課奨学掛に備え付けています。

(ア) 貸付金 1人1万円～5万円まで(1万円単位)

ただし、2万円以上は、事前に債務保証書の提出が必要です。

(イ) 返済方法 1万円の場合は、1か月以内一括返済。

2万円及び3万円は、4か月以内一括返済又は、分割返済。

4万円以上は、6か月以内一括返済又は、分割返済。

(ウ) 申込方法 学生証及び印鑑を持参の上、学務部奨学厚生課奨学掛窓口で午後5時00分までに手続きしてください。

(エ) 融資方法 原則として申込日に交付します。

2 健康相談

学生生活の基盤はなんといっても健康です。京都大学の豊富な健康支援施設や制度を利用して、自分で自分の健康を管理することを心がけてください。

(1) 健康診断

健康科学センターは本学学生の健康の維持・増進を図る施設です。学校保健安全法，感染症法，京都大学学生健康診断規程などに基づいて，定期および期間外の健康診断を行います。学生健康診断規程に定められているとおり，健康診断を受けなかった場合は当該年度に実施される試験を受けることができません。また就職，奨学金申請，教育・介護実習などに必要な各種の診断書等の発行を受けることもできません。実施期間内に必ず受けてください。健康診断結果について説明を受けたい場合は，結果表を持って下記の保健診療所を受診してください。

(2) 健康相談・保健指導・応急処置

健康科学センターは学内向けの医療機関で，本部キャンパス（保健診療所），桂キャンパス（分室），宇治キャンパス（分室），熊取キャンパス（分室）に設置されています。ちょっとした病気や健康相談でも気軽に受診できます。

① 診療科

保健診療所：内科，神経科（メンタル・ヘルス），皮膚科，眼科，耳鼻科，スポーツ整形外科

桂分室：内科，神経科（メンタル・ヘルス）

宇治分室：内科，神経科（メンタル・ヘルス）

熊取分室：内科

② 診療日及び診療受付時間

保健診療所：月曜日～金曜日 午前10時～午後0時30分，午後2時～午後4時30分

桂分室：火曜日，木曜日，金曜日 午前10時～午後0時30分

宇治分室：水曜日，木曜日 午前10時15分～午後0時15分

熊取分室：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

③ 休診日

土曜日，日曜日，国民の祝日，本学創立記念日，年末年始（12月29日～1月3日），学生・職員健康診断実施日（そのつど保健診療所掲示板および健康科学センターホームページに掲示）

④ 診療料金

学生の場合，相談や診察は無料ですが，検査や処置，投薬は実費負担となっています。ただし，正課中に発生したケガに対しては，初回のみ治療を含めて無料です。また診断書は1通につき100円です（追加検査は実費）。

⑤ 所在地および電話番号

保健診療所：吉田キャンパス 京大正門西側（電話075-753-2404）

桂分室：桂キャンパス Bクラスター 福利棟2階（電話075-383-7308）

宇治分室：宇治キャンパス 研究所本館E棟E-214N（電話0774-38-4381）

熊取分室：熊取キャンパス 図書棟（電話0724-51-2308）

(3) 京都大学医学部附属病院

本学医学部附属病院では、次のとおり外来診療を行っています。(初診の場合、他の医療機関からの紹介状が必要となります。)

なお、健康診断は行っていません。

診療科：内科（血液・腫瘍内科，内分泌・代謝内科，循環器内科，消化器内科，呼吸器内科，呼吸管理睡眠時無呼吸，免疫・膠原病内科，老年内科，糖尿病・栄養内科，初期診療・救急科，神経内科，腎臓内科），外科（消化管外科，乳腺外科，肝胆膵・移植外科，小児外科），眼科，産科婦人科，小児科，皮膚科，泌尿器科，耳鼻咽喉科，整形外科，精神科神経科，歯科口腔外科，放射線科（放射線治療科，放射線診断科），麻酔科，脳神経外科，形成外科，心臓血管外科，呼吸器外科，外来がん診療部，リウマチセンター

診療受付時間：午前8時30分から午前11時まで

診療開始時間：午前9時

休診日：土・日曜日，祝祭日，年末年始（12月29日～1月3日），京都大学創立記念日（6月18日）

(4) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）・学研災付帯賠償責任保険（学研賠）等

学生が安心して教育・研究活動を行い、生き生きとした学生生活を過ごすためには、傷害保険への加入は不可欠であると言えます。

学研災は、学生の教育・研究活動中、課外活動中、通学中の事故により被った傷害に適用される補償救済制度として、大学関係者の強い要望により昭和51年に発足した傷害保険制度です。学生を対象にした傷害保険は他にもありますが、学研災は、大学の教育・研究活動に沿った補償制度であり、保険料も低額に設定されています。また、実験・実習、フィールドワーク等の科目の履修にあたって、学研災等への加入が必要であり、インターンシップ、教育実習、介護等体験の履修にあたっては、受入先が学研災及び学研災付帯賠償責任保険（学研賠）等への加入を求めています。

京都大学では原則として入学時に学研災・学研賠に全員が加入することとなっています。

加入方法、保険料と保険期間、保険金の種類と支払保険金、保険金が支払われる場合等は、次のとおりです。

① 加入方法

入学手続きの際に交付された郵便振替用紙にて最寄りの郵便局で所定の保険料を払い込んでください。

なお、本保険は保険証券が発行されませんので、「振替払込請求書兼受領証」を保管しておいてください。

② 保険料と保険期間（※学部と修士課程，修士課程と博士課程等，学生種別を連結させて加入することはできません。）

a. 学生教育研究災害傷害保険十付帯賠償責任保険（学研賠）

	1年分	2年分※	3年分	4年分	5年分	6年分
学部，研究科等	1,340円	2,430円	3,620円	4,660円	5,750円	6,740円

◎学部

【4年分】総合人間学部，文学部，教育学部，法学部，経済学部，理学部，薬学部（薬科学科），工学部，農学部

【6年分】薬学部（薬学科）

※【2年分】学部3年次編入学（教育学部，法学部，経済学部，工学部）

◎研究科

【1年分】医学研究科（社会健康医学系専攻MCRコース）

【修士等：2年分／博士：3年分】文学研究科，教育学研究科，法学研究科，経済学研究科，理学研究科，医学研究科（医科学専攻，社会健康医学系専攻，人間健康科学系専攻），薬学研究科（薬科学専攻，医療創成情報科学専攻），工学研究科，農学研究科，人間・環境学研究科，エネルギー科学研究科，情報学研究科，生命科学研究科，地球環境学舎，公共政策大学院，経営管理大学院（1年半コースは2年分で加入）

【博士：4年分】医学研究科（医学専攻），薬学研究科（薬学専攻）

【一貫制博士：5年分】アジア・アフリカ地域研究研究科

b. I 学生教育研究災害傷害保険【医学部医学科】（注1，注2）

	1年分	2年分	3年分	4年分	5年分	6年分
医学部医学科	1,020円	1,790円	2,650円	3,370円	4,130円	4,800円

（注1）医学部医学科は別途，学研災付帯学生生活総合保険または医学生総合補償制度に加入してください。

（注2）医学部医学科の保険料には接触感染予防保険金支払特約料が含まれています。

II 学生教育研究災害傷害保険十付帯賠償責任保険（医学賠）【医学部人間健康科学科】（注3）

	1年分	2年分※	3年分	4年分
看護学専攻 検査技術科学専攻	1,520円	2,790円	4,150円	5,370円
理学療法専攻 作業療法専攻	1,500円	2,750円	4,100円	5,300円

※3年次編入学者

（注3）看護学専攻と検査技術科学専攻の保険料には接触感染予防保険金支払特約料が含まれています。

c. 学生教育研究災害傷害保険十付帯賠償責任保険（法科賠）【法科大学院】

	1年分	2年分	3年分
法科大学院	3,300円	6,350円	9,500円

◎法科大学院生

d. 学生教育研究災害傷害保険十付帯賠償責任保険（学研賠）【研究生等】

	1年分
研究生等	1,340円※

◎研究生，科目等履修生，聴講生，日本学術振興会特別研究員

※接触感染予防保険金支払特約を付加する場合の保険料は1,360円です。

（注4）学生教育研究災害傷害保険には，通学中等傷害危険担保特約が含まれております。

（注5）保険料（保険期間）は，所定の修業年限です。第3年次編入学，学士入学，転学部，所定の修業年限を超えて在学している者の保険料（保険期間）については，学務部奨学厚生課厚生掛窓口へお問い合わせください。

③ 保険金の種類と支払保険金

担保範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
正課中 学校行事中	2,000万円	90万円～3,000万円	治療日数（通院1日以上） 3千円～30万円	1日につき 4千円 (180日限度)
通学中 学校施設等間移動中	1,000万円	45万円～1,500万円	治療日数（通院4日以上） 6千円～30万円	
本学施設内にいる間 課外活動中	1,000万円	45万円～1,500万円	治療日数（通院14日以上） 3万円～30万円	

④ 保険金が支払われる場合

詳しくは、入学手続き時に交付、もしくは窓口に設置する「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参照願います。

(ア) 正課中

講義、実験・実習、演習又は実技による授業（以上を総称して、以下「授業」）を受けている間。

なお、授業には、①指導教員の指示に基づき、卒業論文研究又は学位論文研究に従事している間（ただし、私的生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除く）、②指導教員の指示に基づき、授業の準備若しくは後始末を行っている間、又は授業を行う場所、大学の図書館、資料室若しくは語学学習施設において研究活動を行っている間を含みます。

(イ) 学校行事中

大学が主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種行事に参加している間。

(ウ) (ア)、(イ) 以外で大学施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設内にいる間。ただし、学生寄宿舍にいる間、大学が禁じた時間若しくは場所にいる間、又は禁じた行為を行っている間を除きます。

(エ) 課外活動中

学校施設内外において、大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。ただし、大学が禁じた時間若しくは場所にいる間、又は禁じた行為を行っている間、危険なスポーツを行っている間を除きます。

(オ) 通学中及び学校施設等間移動中

大学の授業等、学校行事又は課外活動へ参加するため、合理的な経路および方法（大学が禁じた方法を除きます。）により住居、勤務先と学校施設等との間を往復する間、又は学校施設等間を相互に移動する間。ただし、経路を逸脱した場合等は含まれません。

(カ) 接触感染予防措置対応（医学部医学科と人間健康科学科看護学専攻、検査技術科学専攻が該当します。）

臨床実習中に、針刺し事故などで感染症の病原体に予期せず接触し、感染症予防措置を行った場合、1事故につき15,000円を支払います。

(キ) 付帯賠償責任保険（学研賠）（医学賠）

保険金額は対人賠償と対物賠償あわせて1事故につき1億円限度で、Ⅰ. 正課中、Ⅱ. 学校行事中、Ⅲ. 教育実習中、Ⅳ. 介護体験活動中、Ⅴ. インターンシップ中、Ⅵ. ボランティア活動中及びこれらの往復途中での賠償責任事故を対象とします。国内外の事故を担保します。詳しくは「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」を参照願います。（医学部人間健康科学科の医学賠は医療関連実習を含みます。）

⑤ 保険金請求の手続き

- (ア) この保険で対象となる事故が生じた場合には、速やかに学務部奨学厚生課厚生掛の窓口で「事故通知はがき」を受け取り、必要事項を記入の上、保険会社に郵送します（事故の日から30日以内に通知がない場合には保険金が支払われない場合があります。）
- (イ) 完治後の請求手続きには、学務部奨学厚生課厚生掛の窓口で「保険金請求用紙」を受け取り、必要事項を記入の上（診断書または治療状況報告書等の書類を添付）、学務部奨学厚生課厚生掛窓口に提出します。

⑥ 異動（転学部・退学・休学）の手続き

- (ア) 転学部をした場合、保険料が変更となる場合があります。学務部奨学厚生課厚生掛へ申し出てください。
- (イ) 退学した場合、保険料の返還請求を行える場合があります。学務部奨学厚生課厚生掛へ申し出てください。
- (ウ) 休学した場合、休学の期間に応じて保険料が返還される場合があります。学務部奨学厚生課厚生掛へ申し出てください。

※なお、3月31日までに本保険への加入手続きを完了した新入生（学部、大学院の正規生のみ対象）には保険料のうち、一律1,000円の払い戻しを予定しています。払い戻し手続き等の詳細については、おって本学ホームページにてお知らせします。

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/campus/health/guide/saigai.htm>

担当窓口：学務部奨学厚生課厚生掛（電話075-753-2533）

上記のほかに学生生活全般を補償する学研災付帯学生生活総合保険や大学生協学生総合共済もありますので、詳しくは学務部奨学厚生課厚生掛までお問い合わせください。

3 就 職 相 談

就職活動における悩みや不安などについて相談・助言できるよう各学部・研究科等では就職担当教職員が、キャリアサポートセンターではキャリアカウンセラーなど専門の相談員が学生の就職や進路に関する相談に応じるなどの支援を行っています。

なお、キャリアサポートセンターでは、本学における学生の就職に関する調査統計等も行っており、毎年発行している「就職のしおり」及びキャリアサポートセンターホームページに掲載しています。

キャリアサポートセンター利用のすすめ

キャリアサポートセンターは学生の就職活動を支援することを目的としており、求人票やOB・OG名簿等の情報・資料を各種取り揃えて提供しているほか、就職ガイダンス、キャリアガイダンス（業界・企業等に関する研究セミナー）、国家総合職中央省庁セミナー等を開催しています。

なお、キャリアサポートセンターにある就職関連図書や面接DVD等については貸出も行っていますので、気軽に来室して利用してください。

また一部ガイダンス（就職ガイダンス等）において、動画配信（京都大学キャリアデザインチャンネル）によりパソコンで見ることが出来ます。（<https://career.gakusei.kyoto-u.ac.jp/>）

詳細については、キャリアサポートセンターのホームページ（<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education/job>）及び掲示板を参照してください。

○ 場 所・利用時間

吉田キャンパス（総合研究8号館1階）

平日：午前9時00分～午後5時00分

桂サテライト（船井交流センター3階）

平日：午前11時00分～午後12時45分，午後1時30分～午後5時00分

宇治サテライト（生協食堂2階）

平日：午前10時00分～午後12時30分，午後1時30分～午後5時00分

※ただし、ガイダンス実施等のため臨時に休室することがあります。

○ 施設内容

- ・情報検索用パソコン（インターネット接続）
情報関連サイト集の閲覧，各企業のホームページの閲覧が可能
- ・コピー機（生協プリペイドコピーカード使用）
- ・求人情報個別ファイル
求人票，募集要項，企業案内等のファイル，企業在籍卒業生名簿
- ・就職関連図書
会社四季報，会社年鑑，教員採用試験参考書，資格試験参考書等
- ・雑誌
就職ジャーナル，受験ジャーナル，教員試験，リクルートブック等
- ・面接DVD，企業セミナーDVD（貸出用）
- ・その他資料請求ハガキ等

キャリアサポートセンターでは、次のようなことを行っています。

- ・就職ガイダンス等の企画及び実施
 - ・就職資料の収集・保存
 - ・就職相談
 - ・求人先の開拓及び情報の収集
 - ・メールマガジンの配信（登録制）
 - ・その他就職に関すること

「就職相談室」

就職情報企業の相談員が、みなさんの就職や進路に関する相談に対応します。

○利用日時

- ・平日の午後2時～午後5時

開室日等の詳細は、キャリアサポートセンターのホームページを参照してください。

○利用方法

- ・一人一回20分程度で、予約制とします。
- ・希望者はキャリアサポートセンター窓口または電話（下記連絡先）で予約してください。

就職活動や進路における悩みや疑問など何でも相談してください。

連絡先

吉田キャンパス（京都市左京区吉田本町）

TEL 075-753-2483 FAX 075-753-2484

宇治サテライト（京都府宇治市五ヶ庄）

TEL 0774-38-4554 FAX 0774-38-4553

桂サテライト（京都市西京区京都大学桂）

TEL 075-383-7317 FAX 075-383-7318

4 学生生活上の悩みなどの相談

(1) カウンセリングセンター

京都大学に籍を置く、学生、教職員のための、総合的な相談機関です。修学上あるいは学生生活上の悩み、さまざまな人間関係の悩みなど、どのような悩みや苦しみについての相談にも、学生相談、心理相談の専門スタッフが応じています。秘密は絶対に守られますので、実り豊かな学生生活のために、日々の充実のために、気軽に、安心してご利用ください。こんなことを相談に行ってよいのだろうかと思うような時にもぜひ一度訪ねてみてください。

①相談のご案内

◆たとえばこんな時に

学生生活上の様々な悩みの相談に応じています。

- ・人間関係について悩んでいる
- ・自分の性格について考えてみたい
- ・異性とのつきあい方や性のことで悩んでいる
- ・どういうわけか研究にやる気がでない
- ・進路を変更しようか迷っている
- ・気持ちが落ち込んだり不安になることがあって苦しい
- ・指導教員から嫌がらせをうけている
- ・自分の可能性や適性を知りたい
- ・その他どのようなことでも

◆相談申し込みの方法

センターまで直接来室されるか、電話にて申し込んでください。手紙やファクス・電子メールでも受け付けます。手紙、ファックス、電子メールの場合、所属、氏名ならびに連絡先を必ず明記してください。折り返し連絡します。また、電子メールの件名には必ず「相談申し込み」の文字を入れてください。(相談の秘密は守られます。)

◆場所および連絡先

カウンセリングセンターは、本部キャンパス、附属図書館の南側にある赤レンガの建物の1階、西の端にあります。なお、桂キャンパスにもカウンセリングセンターの分室があります(週1回開室)。いずれに関しても下記にご連絡・お問い合わせください。

住所：606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学カウンセリングセンター

電話：075-753-2515

ファックス：075-753-2594

電子メール：counseling@www.adm.kyoto-u.ac.jp

◆受付時間

原則として月曜から金曜の午前10時から午後5時まで

◆スタッフ

心理学(臨床心理学, 相談心理学, 青年心理学など)を専門とするスタッフが相談に当たります。

センター長	青木 健次 教授		
カウンセラー	青木 健次 教授	カウンセラー	千原 雅代 非常勤講師
	杉原 保史 教授		平田富美子 非常勤講師
	村上嘉津子 准教授		康 智善 非常勤講師
	中川 純子 講師		多田 昌代 非常勤講師
	和田 竜太 講師		伊藤 一美 非常勤講師

②ハラスメントについて

もしあなたが、ハラスメントを受けていると感じているなら、一人で悩まず、誰か信頼できる人に相談することが必要です。また、あなたの周囲でそういう事態を見聞きしたという場合も同様です。

相談しようとする人は、当該部局のハラスメント相談窓口相談することも、カウンセリングセンター内のハラスメント相談窓口相談することもできます。

これらの相談窓口では、相談する人の意向を尊重し、解決の方向性を探ります。相談する人はこれらの窓口を通じて、各部局の部局長ないしは、人権担当理事に申し立てをすることができます。部局長または人権担当理事はその申し立てを受けて、調査を行い可能な対応を実施します。

ハラスメントに当たるのかどうかよく分からないというような場合でも、何か気がかりなことがあれば、カウンセリングセンターに問い合わせてください。他の相談でもそうですが、相談者のプライバシーには万全の注意を払いますので、安心して相談してください。

(2) 障害学生支援室

障害があるなどの理由により、修学上何らかの支援が必要な学生の相談に応じるため、障害学生支援室を設けています。視覚や聴覚の障害、肢体の不自由、その他病虚弱や怪我などの理由により修学や学生生活をおくる上で、支障を感じたり、進路上の相談があるときは、支援室に申し出てください。

支援室が行う修学支援は、正規授業の保障と学内行事を対象としており、学生本人の申し出により、教育・研究上で必要と認められたものにおいて、支援を実施します。

<支援の対象と範囲>

対象：視覚障害、聴覚障害、肢体不自由などにより修学上支障がある者

(必要性が認められる場合は、病虚弱や一時的な怪我などの相談にも応じます。)

範囲：講義・実験・実習、行事など必要であると認められる範囲

<支援の内容例>

視覚障害／介助者・対面朗読者の配置、支援物品の貸出など

聴覚障害／ノートテイクの配置、支援物品の貸出など

肢体不自由／介助者の配置、施設・設備の改善など

また、支援室には室員が常駐し日々の対応をするとともに、室長による相談日を設けています。

詳しくは支援室までお問い合わせください。

場所：障害学生支援室（吉田キャンパス本部構内 文学部東館1階）

電話：075-753-2317 FAX：075-753-2319

E-mail：s-sien@mail.adm.kyoto-u.ac.jp

開室時間：9時00分～17時00分（月曜日～金曜日※祝日除く）

※ 事前連絡があれば、時間外の相談も可能です。

(3) 留学生相談室

国際交流センターでは、留学生の悩み等の相談のため「留学生相談室」を開設しています。

場所：留学生相談室及び留学生ラウンジ「きずな」（白石相談員、岩田・今井ピアサポート）

電話・FAX：075-753-2527

電話：075-753-2564（「きずな」）

E-mailによる相談（随時）

- 1) sakagami.yu.5s@kyoto-u.ac.jp : 阪上准教授
- 2) kawai.junko.5r@kyoto-u.ac.jp : 河合准教授
- 3) shiraishi.atsuko.6x@kyoto-u.ac.jp : 白石相談員
- 4) iwata.atsuko.2v@kyoto-u.ac.jp : 岩田相談員
- 5) imai.asako.5m@kyoto-u.ac.jp : 今井相談員

(4) スポーツ指導・相談室

本学には、学生・教職員の積極的な健康づくり・体力づくりを指導・援助する専門機関として、「スポーツ・指導相談室」が設けられています。この相談室では、学生・教職員のみなさんが、日常生活

の中で心身の健康の維持・増進のために効果的に運動を実施し楽しめるような適切な運動プログラムの立案と実施方法について、基礎的なことから指導・助言を行っています。また、運動部に所属する学生のみなさんからの、より専門的なトレーニング方法・コンディショニング方法についての相談にも応じています。

■相談の内容：

- 1) 来談による健康づくり・体力づくり相談
 - ・基礎的な健康・体力づくりのための運動プログラム及び生活設計に関する指導・助言。
 - ・専門種目でのトレーニング・プログラムの立案と実地指導。
 - ・スポーツ障害の予防と治療についての専門的なアドバイス。
 - ・各種の障害（運動機能障害、感覚器障害、発達障害、精神疾患等を含む）のある場合の健康・運動づくりプログラムの提案と指導・援助。
 - ・そのほか、野外活動プログラムの立案と実地指導、基礎的な体力測定・評価、参考文献の紹介など。
- 2) 全学共通科目（D群科目）の講義と実習による健康・体力づくりの実地指導。
相談をもとに、全学共通科目「スポーツ実習」及び「スポーツ指導法ゼミナール」を通じて、実際の健康づくり・体力づくりプログラムの立案と実地指導を受けることができます。

■相談の方法（担当・受付・相談の日時と場所）：

◇相談担当：田中真介准教授（高等教育研究開発推進機構，厚生労働省「健康運動実践指導者」認定講習会講師）。また，全学共通科目D群科目の担当教員が専門スポーツ種目に関する助言・助言を行います。さらに，必要に応じて学外の専門家の指導を受けることもできます。

◇相談予約の受付：高等教育研究開発推進センター事務室に電話ないしメールで連絡してください。
電話：075-753-9356，Email：watanabe.waka.7m@kyoto-u.ac.jp（担当・渡辺和香）

◇相談の日時と場所：

- 1) 健康づくり・体力づくり相談
(本部キャンパス) 毎週火曜日と金曜日の午後13時～16時。
旧石油化学教室本館2階「スポーツ指導・相談室」(時計台の西側の赤レンガ館)
(桂キャンパス) 相談希望がある場合に随時お受けしています。
健康科学センター桂分室「トレーニング・ルーム」(Bクラスター福利管理棟2階)

*いずれも運動指導とあわせて、健康科学センターの専門医の診察と保健指導を受けることができます。

- 2) 実地指導・研修セミナー
 - ・「スポーツ実習」…木曜2コマに総合体育館において球技及び基礎体力トレーニングを実施。本年度はバレーボール及びソフトバレーを題材として、運動プログラムの立案方法と運動実施方法、及びコーチングの実習を行っています。生活の中で気軽にできる効果的な運動を紹介します。
 - ・「スポーツ指導法ゼミナール」…前期7月・後期12月に、スポーツ各種目の指導方法、及び野外活動の実地指導方法に関する研修セミナーを開催しています。詳細は相談室にお問い合わせください。

(5) メールによる学生相談

学務部奨学厚生課では、学生生活に関する相談や質問をメールにより受け付けています。

- ◆相談の際の個人情報他目的には使用しません。
- ◆相談内容の秘密は守ります。
- ◆相談内容によっては、回答できないものや他の相談窓口をご紹介します場合があります。
- ◆相談のメールには必ず学生番号と氏名を明記してください。

(相談受付アドレス) wsens565@mail.adm.kyoto-u.ac.jp
問い合わせ先：学務部奨学厚生課厚生掛 TEL 075-753-2533